

＜受信環境クリーン月間～キレイな電波で、よりよい暮らし～＞の取組

- 四国総合通信局及び四国受信環境クリーン協議会（※）では、毎年10月1日から10月31日までを「受信環境クリーン月間」として、テレビやラジオの受信障害防止を目的とした周知・啓発活動に重点的に取り組んでいます。
- 本活動として、本年は会員による懸垂幕やポスターの掲示、放送事業者によるスポット放送、鉄道事業者による電車や街頭デジタルサイネージ広告、さらに当局及び放送事業者による受信障害の相談業務に取り組みました。

（※）【四国受信環境クリーン協議会】テレビやラジオの受信環境に関する周知啓発を目的に、関係省庁、地方公共団体、放送事業者、放送関連団体・企業等で構成されています。



松山市内商店街でのサイネージによる広告



松山市駅（伊予鉄）デジタル時刻表での広告



高知市内での電車（とさでん）による広告

四国総合通信局では、テレビやラジオのよりよい受信環境を維持するための取組を引き続き実施していきます。

【お問い合わせ先】
四国総合通信局 放送課 TEL 089-936-5030



香川県内放送事業者のスポット放送による周知



徳島県内放送事業者社屋での懸垂幕による周知